公立小・中学校の学級編制基準

＜改正後＞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成２８年４月１日）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 校　　種  編制区分 | | 小　学　校  （義務教育学校(前期課程)を含む） | | 中　学　校  （義務教育学校(後期課程)を含む） | |
| 区　　分 | 基　準 | 区　　分 | 基　準 |
| 単 式 学 級 | 全市町村 | 第１学年及び第2学年 | ３５人 | 全　学　年 | ４０人 |
| 第３学年から第６学年 | ４０人 |
| 複 式 学 級 | 全市町村 | 第１学年の児童を含んで二の学年で編制する場合＿＿＿＿＿＿＿＿ | ８人 | 二の学年の生徒で編制する場合＿＿＿＿＿＿ | ８人 |
| 第１学年の児童を含まず二の学年で編制する場合＿＿＿＿＿＿＿＿ | １６人 |
| 支 援 学 級 | 全市町村 | ８人 | | ８人 | |

注１ 「単式学級」とは、同学年の児童・生徒で編制する学級をいう。

　　２ 「複式学級」とは、引き続く二の学年の児童・生徒で編制する学級をいう。

（この場合、一部の学年の児童または生徒が欠けている場合は児童または生徒が

欠けている学年の前後の学年は引き続くものとし、当該欠けている学年は、引

き続く学年の数には含まないものとする。）

　　３ 「支援学級」とは、学校教育法第８１条に規定する学級をいう。

１－２